

令和8年度 第1回東御市子育て支援審議会次第

日時：令和8年7月28日（火）午後1時30分～

場所：東御市勤労者会館2階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 諮問

5 自己紹介

6 子育て支援審議会の概要について

7 第1期東御市こども計画の概要について

8 審議事項

(1) 第1期東御市こども計画 令和7年度の進捗状況及び令和8年度の実施内容について（答申）
別紙：資料1

(2) 公立保育園副食費の改定について（答申）
別紙：資料2

9 その他

10 閉会

子育て支援審議会委員会 委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日（敬称略）

	団体名等	氏名	備考	
1	民生児童委員協議会	宮坂 綾子	田中地区主任児童委員	R7. 12. 1～
2	民生児童委員協議会	土屋 清子	滋野地区主任児童委員	R8. 4. 1～
3	民生児童委員協議会	五十嵐 江利子	祢津地区主任児童委員	R7. 12. 1～
4	民生児童委員協議会	岡田 和子	和地区主任児童委員	R7. 12. 1～
5	民生児童委員協議会	小池 道子	北御牧地区主任児童委員	R7. 12. 1～
6	保育園保護者会連合会	武山 尚樹	保育所の幼児の保護者	R8. 4. 1～
7	保育園保護者会連合会	伊東 亜由美	保育所の幼児の保護者	R8. 4. 1～
8	くるみ幼稚園保護者会	富岡 加奈子	認定こども園の幼児の保護者	R8. 4. 1～
9	私立保育園の代表者	関 駿平	海野保育園園長	R8. 4. 1～
10	認定こども園の代表者	月岡 栄子	くるみ幼稚園園長	
11	小規模保育事業所の代表者	吉田 周平	おひさまこども園園長(理事長)	
12	東御市商工会	坂口 淳一	商工会青年部 副部長	
13	青年または女性で構成する団体に属する者	新井 こころ	長野大学社会福祉学部	
14	児童福祉に関係するボランティア団体に属する者	宮嶋 千春	すくすくママ～ず	
15	社会教育団体及び学校教育団体に属する	五十嵐 英美	東御市教育委員会	
16	公募	谷 貴人		

事務局

所属部課名	係名	職名	氏名
健康福祉部		部長	掛川 一郎
子ども家庭支援課		課長	武井 淳一
健康推進課		課長	小宮山 久美
福祉課		課長	(健康福祉部長兼務)
企画振興部			
地域づくり支援課		課長	中山 尉織
教育委員会事務局教育部			
教育課		課長	土屋 岳史
保育課		課長	春原 和美
健康福祉部			
子ども家庭支援課	子ども政策係	主幹	土屋 佐知子
子ども家庭支援課	子ども家庭支援係	係長	塩入 卓也
子ども家庭支援課	子ども政策係	係長	大塚 しのぶ

○東御市子育て支援審議会条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 102 号

改正 平成 25 年 12 月 25 日条例第 32 号

令和 3 年 3 月 30 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、東御市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議するものとする。

- (1) 子育て支援施策に関すること。
- (2) 保育所の運営に関すること。
- (3) 保育料に関すること。
- (4) その他子育て支援施策に関し、市長が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以上で組織する。

2 委員は、子育て支援施策等に関し識見を有する者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉に係る者
- (2) 保育所及び認定こども園の幼児の保護者
- (3) 私立の保育所及び認定こども園の代表者
- (4) 商工業団体に属する者
- (5) 青年又は女性で構成する団体に属する者
- (6) 児童福祉に係るボランティア団体に属する者
- (7) 社会教育団体及び学校教育団体に属する者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

7 第1期東御市子ども計画の概要について

(1) 計画の趣旨

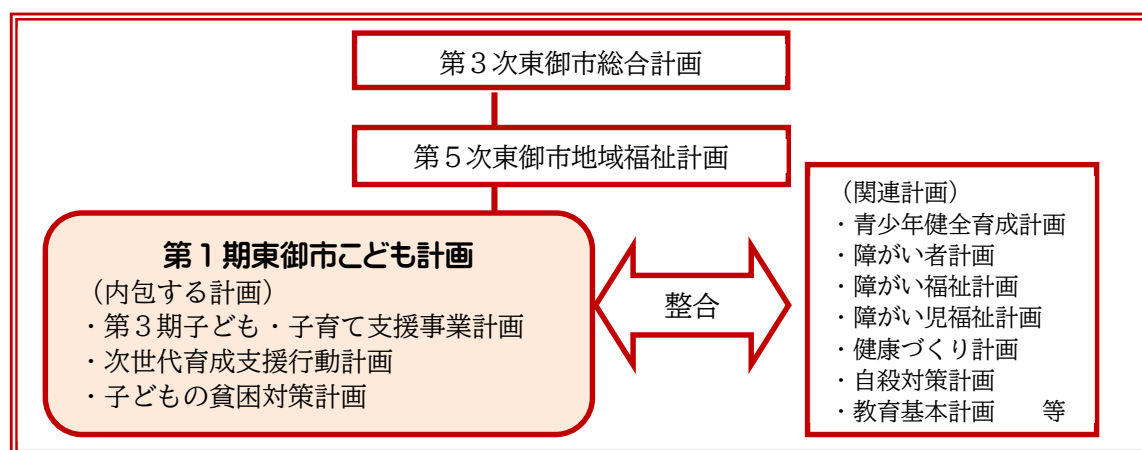
地域全体で子育てを支える環境を整え、子ども一人ひとりが尊重され、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまちを実現するため、「子ども基本法」が掲げる理念を鑑み、かつ、これまで推進してきた「第2期東御市子ども・子育て支援事業計画」の施策をさらに充実・深化させた「第3期東御市子ども・子育て支援事業計画」を内包する「第1期東御市子ども計画」を策定しました。

(2) 計画期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）まで

(3) 東御市の他計画との位置づけ

市のまちづくりの総合的指針である「第3次東御市総合計画」や地域福祉の方針を定める「第5次東御市地域福祉計画」を上位計画としてその方針に沿って策定し、子ども、若者及び子育て支援の視点を具体化する分野別計画との整合性を図ります。



(4) 計画の進行管理

計画の進行管理を行うため、毎年度関係事業の実績データを集約し、子育て支援審議会において、進捗状況の説明を行い、子育て支援審議会の意見を基に改善を行っていきます。

また、国の施策や関係法令の動向を注視するとともに、市の施策との整合性を図ります。